各種手引き・研究成果等はこちら http://www.jwrc-net.or.jp/

## 消防用水の計量及び料金について

消火栓及び消防用水の取り扱いに関して、水道法では第24条に、「市町村は、

その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、 その消火栓の設置及び管理に要する費用その他そ の水道が消防用に使用されることに伴い増加した 水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当 該水道事業者との協議により、相当の補償をしな ければならない。」、また「水道事業者は、公共 の消防用として使用された水の料金を徴収するこ とができない。」と規定されています。

一方、地方公営企業法第17条の2経費の負担の原則によれば、「水道を公共の消防の用に供するために要する経費は、地方公共団体の一般会計で負担すべきものする。」とされています。

そのため、消火栓等の施設の管理費は徴収する ものの、消火用水については料金を徴収せず、有 効無収水量として取り扱う事業者もあれば、水道 事業者が消防の用に供した経費を負担することは、 消防の経費を水道利用者が負担することとなり不 合理であるとの考えから、地方公営企業法の経費 負担の原則を適用し、消防との協定による単価で 水の原価を消防用水の経費として徴収している事 業者もあります。

消火活動に使用された水量の計量については、 事業者が給水区域全体の給水状況を把握する必要 から消防に定期的な使用量の報告を義務づけてい ますが、メーターが設置されている消防ポンプ車 や、メーターの設置された消火栓等が一部あるも のの、出動回数や放水時間等が使用量算出の基準 となっている様子で、消防用水使用量の正確な計 量は難しいようです。

(出典:水道技術ジャーナル 2003年1月)